

平成20年8月20日

全国町村会長

山本文男

障害者自立支援法の今後のあり方について

- (1) 利用者負担のあり方について
- (2) 報酬関係について
- (3) 障害程度区分関係について
- (4) 障害児の支援について
- (5) 相談支援の充実について
- (6) 地域生活支援事業関係について
- (7) その他

平成20年8月20日

全国町村会長
山本文男

障害者自立支援法の今後のあり方について

障害者自立支援法施行3年目の見直しの検討にあたっては、障害者が安心してサービスを受けることができるよう、制度の実施状況及び特別対策、緊急措置による利用者負担の軽減策、事業者の経営基盤強化など実施効果の十分な検証を行うことが重要である。

(1) 利用者負担のあり方について

- 利用者負担の問題について、これまで「特別対策」や「緊急措置」による利用者負担上限額の引き下げなどにより負担感はかなり軽減されているが、実施状況を踏まえ、平成21年度以降についてもこれらの軽減策の継続を検討すべきである。
- 利用者負担上限額の軽減判定における資産要件について、障害者の預貯金等は将来の生活のために蓄えられてきた資産であるうえ、現場において資産の実態を把握することが困難であり、利用者間で不公平感がぬぐえない状況にある。よって、利用者負担の仕組みの簡素化の観点からも撤廃を含め検討する必要がある。

(2) 報酬関係について

- 居宅介護等の事業所の報酬設定について、事業所の運営が安定せず、離職者が増加するなど、利用者への支援の支障が懸念されている。今後さらに拡大する福祉ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保するとともに、サービスの質の向上を図るためにも、事業所の経営実態を十分に把握し、適切な報酬水準の見直しを行う必要がある。その際、利用者及び地方公共団体に過重な負担が生じることのないように、慎重に検討されたい。

(3) 障害程度区分関係について

- 障害程度区分の認定の一次判定(106項目)では、知的、精神障害者の程度区分が身体障害者に比べ、低く判定される傾向がある。
- このため三障害の特性に応じた適切な判定が行われるように調査項目や判定基準の見直しが必要である。

(4) 障害児の支援について

- 障害児施策については、障害児は障害を持つものの、子どもであることから、できるだけ一般施策の中で対応すべきとの観点から、児童福祉法に位置づけることが適当である。
- 障害児の通所・入所施設に係る実施主体の検討に当たっては現在、市町村が障害児の在宅に係るサービスを行っていることから、将来的には障害者の支援と同様に市町村主体で実施することを含め検討されている。
- しかしながら、児童の個々の発達段階に応じた支援の必要性の判断や利用期間をどうするか、虐待を受けている児童の世帯への対応など、現在の町村の体制では、難しい状況である。

また、専門的な知識を有した人材の確保やそれに伴う財政面などの課題もあるので、実施状況等を十分に検証するとともに、町村の意見を踏まえ慎重に検討する必要がある。

(5) 相談支援の充実について

- 現在、サービス利用計画の支給対象者は、居宅サービス利用者のうち、入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする者など限定されているが、ケアマネジメントの充実を図る観点から、全ての支給決定者をサービス利用計画作成費の対象とする必要がある。

(6) 地域生活支援事業関係について

- 地域生活支援事業については、市町村ごとの財政状況の差によって、事業内容に格差が生じている実態がある。このため、地域生活支援事業の本来の趣旨である地域の実情や利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、財政措置をはかること。

(7) その他

- 平成18年4月の法施行から、「特別対策」「緊急措置」が実施されたが、短期間での度重なる変更に対し、現場の町村が円滑に事務を行うことは非常に難しい。このため、できるだけ制度を簡素化し、利用者及び町村が事務を行う上で、分かりやすい仕組みにする必要がある。